

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和2年度フォローアップ調査結果のポイント（1）

調査方法

調査対象社に郵送等で通知し、インターネットにて回答（令和3年2月4日発出～同年3月5日締切）。
【参考】前回（令和元年度）調査から、書面調査からインターネットによる調査に変更し、令和2年2月13日発出～同年3月13日締切で実施。

回答状況

回答数の合計：837社（対象社数1,823社）回答率45.9%、有効回答数：554社※1）

【参考】前回（令和元年度）調査は1,667社を対象、回答数：809社、回答率：48.5%

※1 有効回答数：回答数の合計から「今期は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答283社を除いた回答数

（内訳）

放送事業者からの回答状況

回答数：456社※2

（対象社数511社 回答率89.2%、有効回答数：299社）

【参考】前回（令和元年度）調査は555社を対象、回答数：510社、回答率：91.9%

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※3、4	128社（NHK含む）	128社（100%）
衛星系放送事業者※3、4、5	38社	35社（92.1%）
ケーブルテレビ事業者※6	345社	290社（84.1%）

※2 無記名3社を含む

※3 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象

※4 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計

※5 衛星系放送事業者は、民放連加盟及び衛放協加盟社（番組供給事業者を除く）を対象

※6 ケーブルテレビ連盟加盟社のうち、有線テレビジョン放送事業者を対象

番組製作会社からの回答状況

回答数：381社※7

（対象社数1,312社 回答率29.0%、有効回答数：255社）

【参考】前回（令和元年度）調査は1,112社を対象、回答数：299社、回答率：26.9%

団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）	123社※8	90社※8 (73.2%)
全国地域映像団体協議会（NRA）	118社※8	90社※8 (76.3%)
日本映像事業協会（JVIG）	148社※8	51社※8 (34.5%)
日本動画協会（AJA）	58社※8	22社※8 (37.9%)
その他団体未加盟等 (民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社等)	908社	145社 (16.0%)

※7 無記名回答8社を含む。

※8 複数の団体に加盟している番組製作会社：対象社数40社、回答数29社

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」

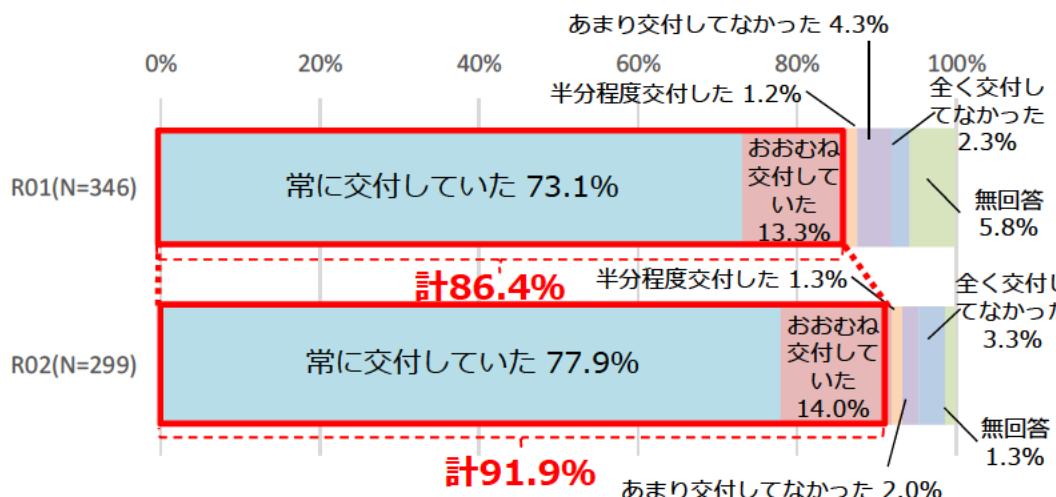
令和2年度フォローアップ調査結果のポイント（2）

書面の交付

放送事業者からの回答

【書面の交付】

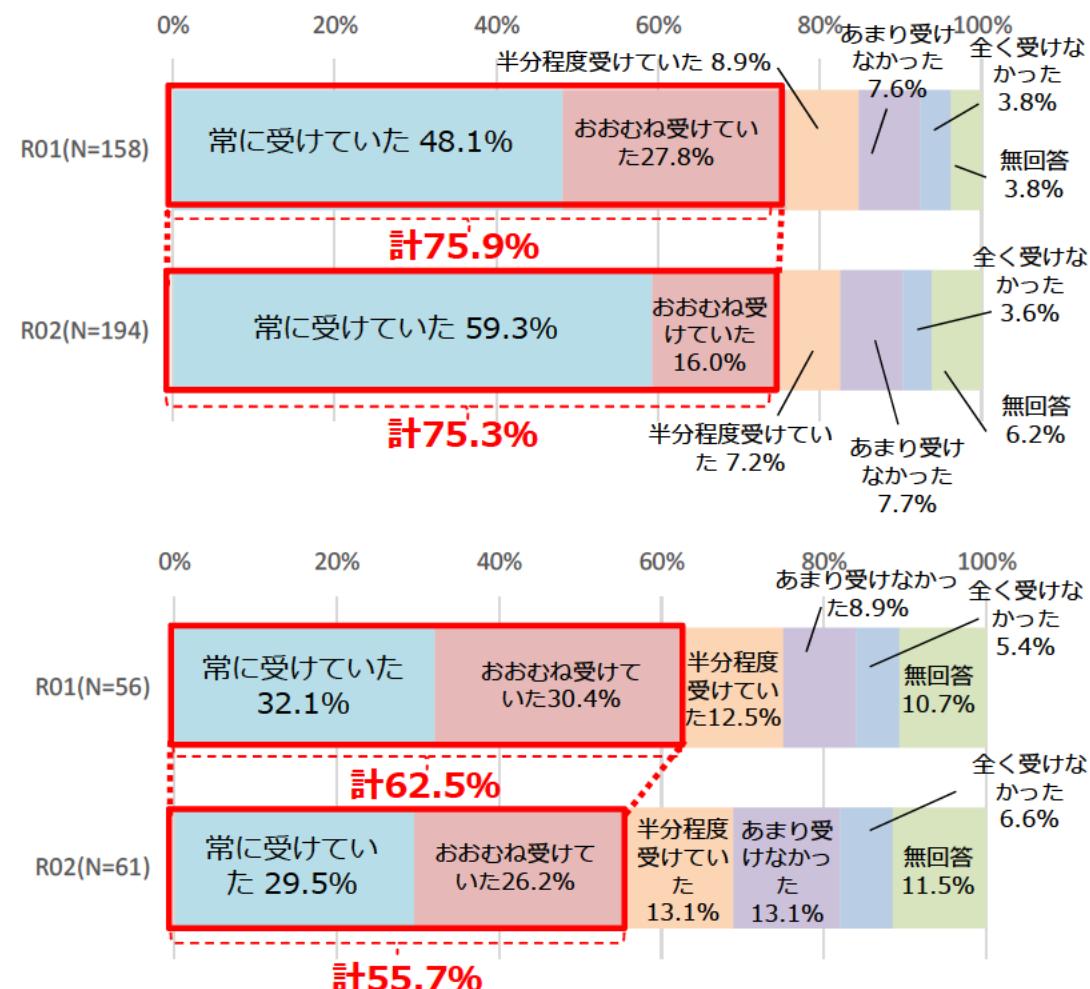
番組製作会社等に放送コンテンツの製作を委託する際、下請法の対象となる取引において、発注書面等の交付をしていましたか。



番組製作会社からの回答

【書面の交付】

上段：放送事業者、下段：番組製作会社から放送コンテンツの製作を受託する際、下請法の対象となる取引において、発注書面等の交付を受けていましたか。



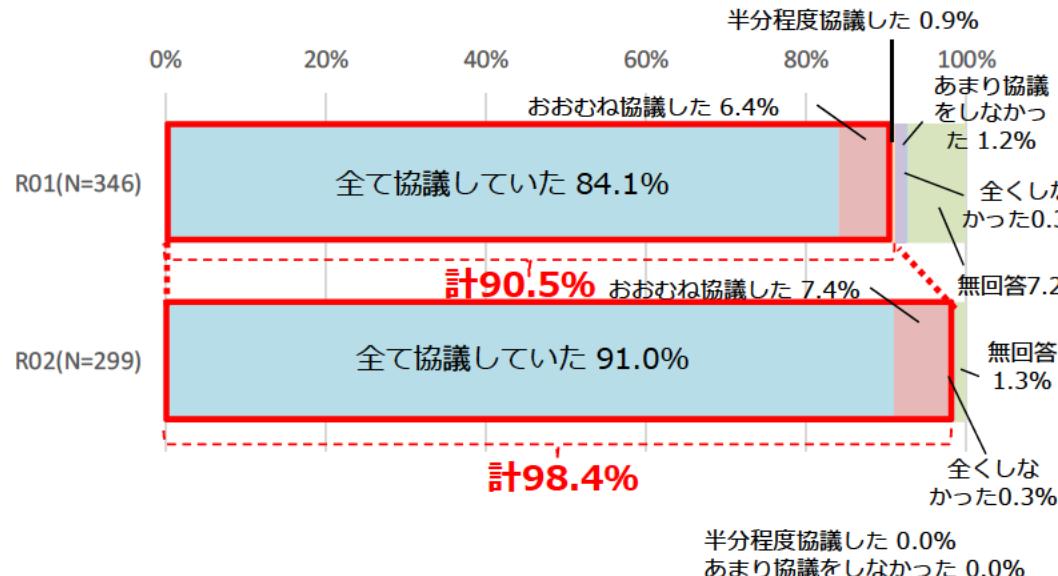
「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和2年度フォローアップ調査結果のポイント（3）

取引価格の決定（事前協議の有無）

放送事業者からの回答

【取引価格の事前協議】

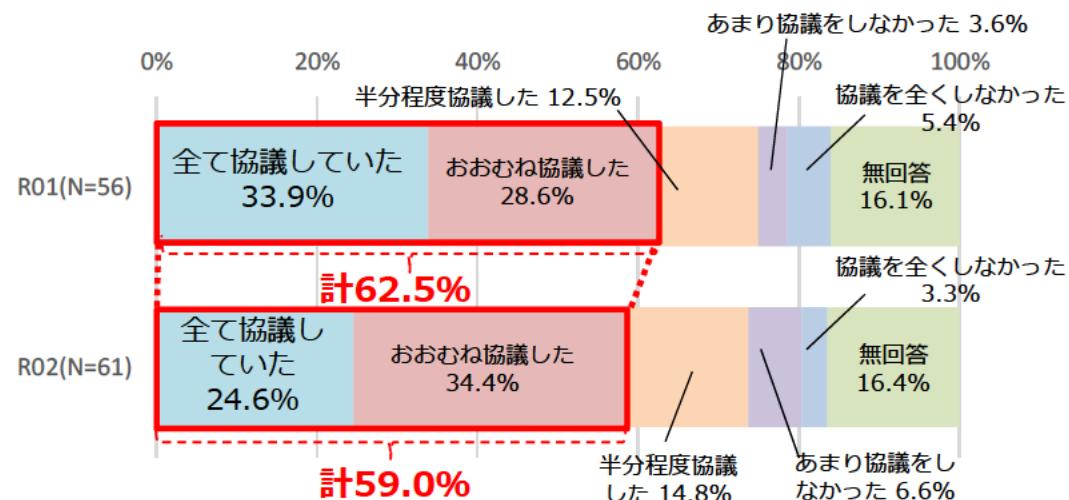
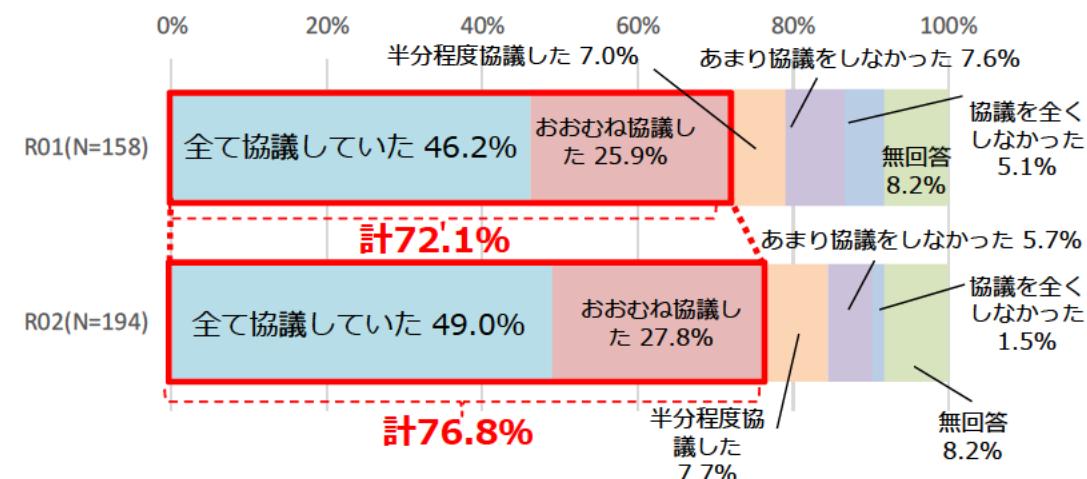
調査対象期間中に放送番組を製作委託する際に、下請代金（取引価格）について、番組製作会社と事前に協議をしましたか。



番組製作会社からの回答

【取引価格の事前協議】

調査対象期間中に放送番組の製作委託を受ける際に、下請代金（取引価格）について、**上段：放送事業者、下段：番組製作会社**と事前に協議をしましたか。



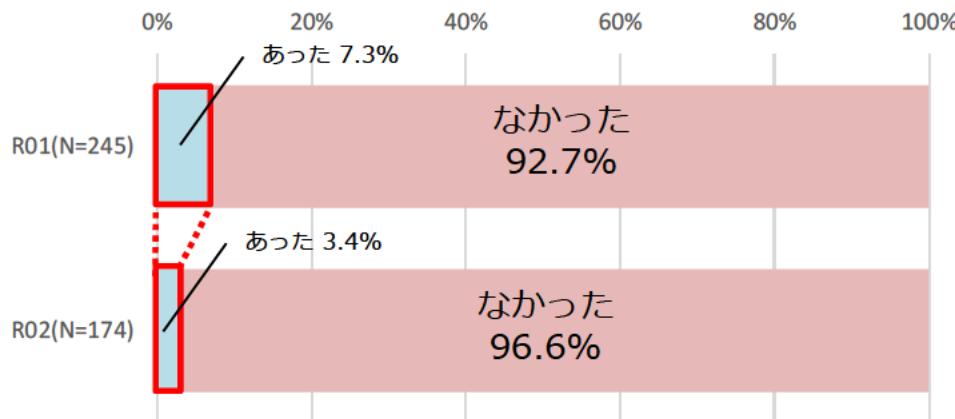
「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和2年度フォローアップ調査結果のポイント（4）

著作権の帰属（著作権の譲渡等の有無）

放送事業者からの回答

【「完全製作委託型番組の製作委託をした」と回答した放送事業者における著作権の譲渡等の有無】

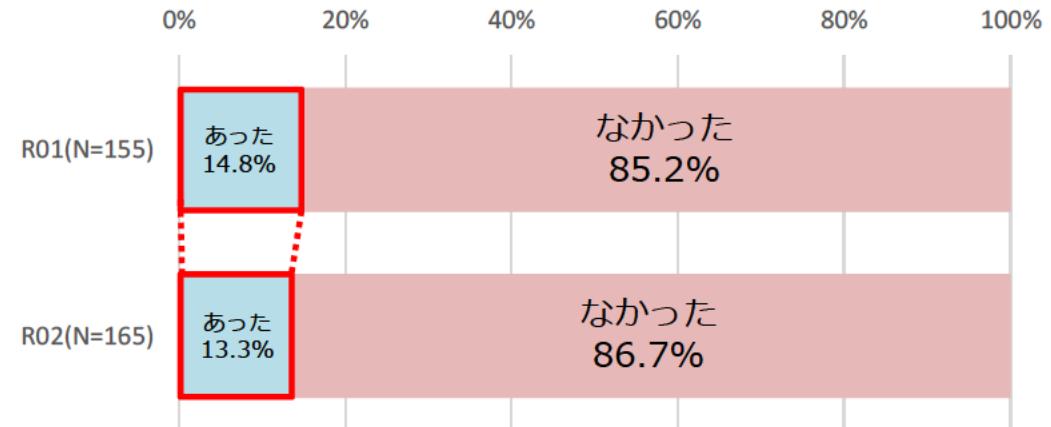
「完全製作委託型番組」の製作委託をした際、**番組製作会社が著作権の保有を希望したにも関わらず、番組製作会社から著作権の譲渡等を受けたことがありましたか。なお、著作権の譲渡等には貴社との共同の保有や一部の支分権の譲渡も含めます。**



番組製作会社からの回答

【「完全製作委託型番組の製作委託を受けた」と回答した番組製作会社における著作権の譲渡等の有無】

放送事業者から完全製作委託型番組の製作委託を受けた際、**貴社が著作権の保有を希望したにも関わらず、著作権を放送事業者に譲渡等がありましたか。なお、著作権の譲渡等には発注者との共同の保有や一部の支分権の譲渡も含めます。**



	R01	R02
1. 著作権の譲渡等を受けた全ての番組について、事前に十分な協議をした。	15	4
2. 番組製作会社と事前の協議により定めたルール・契約ひな形に基づき著作権の譲渡等を決定していた。	2	2
3. 協議をしている場合と、していない場合がそれぞれ半分程度あった。	1	0
4. 自らが提示する条件に従わせており、協議はしなかった。	0	0
5. 協議をしなかった（4. 以外）。	0	0
無回答	0	0
合計	18	6

	R01	R02
1. 著作権を譲渡等した全ての番組について、事前に十分な協議をした。	3	3
2. 放送事業者と事前の協議により定めたルール・契約ひな形に基づき著作権の譲渡を決定していた。	7	3
3. 協議をしている場合と、していない場合がそれぞれ半分程度あった。	4	4
4. 放送事業者が提示する条件に従っており、協議はしなかった。	8	9
5. 協議をしなかった（4. 以外）。	1	2
無回答	0	1
合計	23	22

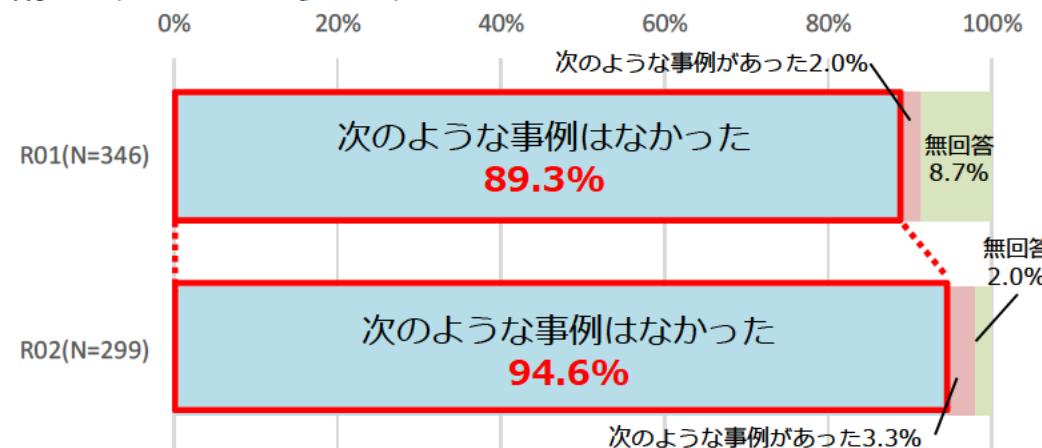
「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和2年度フォローアップ調査結果のポイント（5）

取引内容の変更及びやり直し

放送事業者からの回答

【事例の有無】

番組製作会社に製作委託をした番組の製作中、又は番組が納入された後に、放送事業者から、番組製作会社に対し、次のような要請をしたことはありましたか。



1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。
2. 発注者（注：放送事業者又は発注者である番組製作会社を指す。以下同じ。）から製作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は発注者の了解を得て納入した後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、発注者から、一方的に、一部又は全部の修正を求められた。
3. 製作委託を受けた番組の製作中に、発注者に対し、委託内容について確認を行ったにも関わらず、発注者は、正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
4. 製作委託を受けた番組の製作中に、発注者に対し、委託内容について確認を行い、発注者が了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
5. 製作委託を受けた番組の納入後、発注者が検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請された。
6. 製作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来るようなものであったにも関わらず、受領された後、一年以上を経過して、やり直しを要請された。
7. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請があった。

番組製作会社からの回答

【事例の有無】

上段：放送事業者、下段：番組製作会社から製作委託を受けた番組を製作中、又は納入した後に、上段：放送事業者、下段：番組製作会社から、次のような要請を受けたことはありましたか。

